

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
2月4日（木）	危機管理政策課	088-621-2713	勝間・土井

危機管理会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和3年2月4日（木）18:00～18:10
- 2 場 所：万代庁舎3階 特別会議室
- 3 出席者：副知事，政策監，危機管理環境部長，各部局主管課課長など 計22名
- 4 協議概要：死亡野鳥インフルエンザ遺伝子検査「陽性例」について

■農林水産部から説明

- ・1月29日、つるぎ町で回収された死亡野鳥（マガモ1羽）について、国立環境研究所において遺伝子検査を実施したところ、本日、A型鳥インフルエンザ遺伝子の陽性反応が確認された。
- ・今後、病性の確定検査に1週間程度かかる見込みであり、現時点で高病原性鳥インフルエンザが確認されたものではない。
- ・本日、環境省が回収地点の周囲半径10kmを野鳥監視重点区域に設定している。
- ・回収地点の半径3km圏内の養鶏場に対する立入検査を実施していく。

■安全衛生課から説明

- ・県内の食鳥処理場で異常を疑う鳥は確認されていない。
- ・引き続き、食鳥の監視体制の徹底を指示したところ。
- ・現在、市場に流通している鶏肉については、安全であることを周知していく。

■副知事から、次のとおり各部局に指示。

- ・本県における、死亡野鳥からの遺伝子検査の陽性事例は、平成23年2月の「那賀町」における「フクロウ」での発生以来、2例目である。
- ・野鳥での事例とはいえ、養鶏場に「持ち込ませない」「発生させない」ことが重要である。

そこで、以下3点指示する。

- ・環境省により、野鳥監視重点区域に指定されたことから、野鳥の会などと連携し、区域内における野鳥の監視やフリーダイヤル（0800-200-5444）により、県民の皆様も協力を得て、死亡野鳥の検査について強化すること。
- ・回収地点の3km以内にある全ての養鶏場に対して、速やかに立入検査を実施し、異常鶏の確認や衛生管理基準の遵守を指導するなど、対策を徹底すること。
- ・万が一の本県養鶏場での発生に備え、全庁を挙げての対応体制はもとより、防疫措置の手順や資器材の備蓄・調達、協定締結団体との連携などについて、確認すること。

以上